

市民の健康増進と多職種連携に関する連携協定書

千葉市（以下、「甲」という。）と岩渕薬品株式会社（以下、「乙」という。）は、相互の連携に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢化が進展し、市民が医療と介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らしを続けることができるよう、甲及び乙が有する資源を有効に活用しながら、日常生活における健康づくりの情報発信及び普及啓発のほか、市民生活を支える医療・介護専門職の連携を推進することにより、千葉市における地域包括ケアシステムの構築を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 市民の介護予防等に資する健康増進活動の支援
 - (2) 健康に関する市の事業等の情報発信及び普及啓発
 - (3) 医療・介護専門職の連携推進
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が合意する事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、関連する企業または団体と連携し、本協定に準ずる活動の活性化に寄与する。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること、並びに乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携において知りえた秘密については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、他人に漏らしてはならない。ただし、事前に関係する全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年2月4日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月5日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長

能谷俊人

乙 千葉県四街道市鷹の台1-5

岩渕薬品株式会社

代表取締役社長

岩渕琢磨